

農地を農地として売買・貸借する場合の許可申請について

(農地法第3条による申請)

農地法第3条による申請要件	
<ul style="list-style-type: none"> <li>農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、小面積の農地の権利取得等によりその利用を分断しない</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>「地域計画」の実現に支障を生ずるおそれがある権利取得ではない</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>受け手の世帯員合計農業従事日数がおおむね150日以上あること</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>受け手の現在の経営農地が適正に管理されていること(耕作放棄地はない)</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>受け手が農業生産法人の以外の法人・又は世帯員等が常時農業に従事しない場合契約書が添付されていること(貸借権設定のみ・所有権移転不可)</li> </ul>	
申請時添付書類	添付
<ul style="list-style-type: none"> <li>土地登記簿謄本(全部事項証明書) ※所有者・地目・面積の確認、仮登記・抵当権の有無</li> </ul>	◎
<ul style="list-style-type: none"> <li>申請地の位置図(住宅地図、インターネットの地図等)</li> </ul>	◎
<ul style="list-style-type: none"> <li>譲渡人の現住所が登記簿と異なる場合、現住所までの履歴がわかるもの ※登記簿住所～現住所がわかる住民票又は戸籍附票(改正原含む)</li> </ul>	○
<ul style="list-style-type: none"> <li>受け手が市外の場合は農業従事証明書(耕作証明書)</li> </ul>	△
<ul style="list-style-type: none"> <li>受け手が法人のときは履歴事項全部証明書・定款又は寄付行為の写し</li> </ul>	◎
<ul style="list-style-type: none"> <li>新規取得の場合は営農計画書 ※認定農業者の場合は農業経営改善計画書の写しで可</li> </ul>	△
<ul style="list-style-type: none"> <li>申請人が本人以外(行政書士)の場合は委任状・委任が確認できるもの ※行政書士法に基づく申し合わせ事項により</li> </ul>	○
<ul style="list-style-type: none"> <li>受け手が農業生産法人の以外の法人・又は世帯員等が常時農業に従事しない場合の契約書(貸借権設定のみ・所有権移転不可)</li> </ul>	△

【添付の要否区分】

- ◎ 全ての申請に原則として必ず添付
- 申請目的によっては、原則として添付
- △ 特別な場合に添付

【提出部数】

申請書…1部      添付書類…1部

●申請書の提出方法●

申請書・申請書(別紙)・申請書(別添)をひとまとめに閉じてください。  
それぞれのページ上方には申請者双方の印(捨印)を押す。  
それぞれのページ間には申請者双方の印(割印)を押してください。

【標準処理受付期間】

毎月8日～14日 (ただし、14日が閉庁日のときは、その直前の開庁日)

※ 申請書類等不備により、締切日までに不足資料が間に合わないときは翌月分扱いになりますので、余裕をもつての提出をお願いいたします。